

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県病院局
程 福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例施行規

福島県病院局

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例施行規程をここに公布する。

令和8年3月31日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

福島県病院局管理規程第5号

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例施行規程

（貸与の申請手続）

第1条 福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例（令和8年福島県条例第29号。以下「条例」という。）第2条の申請をしようとする者は、福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、病院事業管理者に提出しなければならない。ただし、当該申請をする日の属する年度に養成施設（条例第2条第1号の養成施設をいう。以下同じ。）に入学し、又は入所した者にあつては、第2号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

- (1) 養成施設の長の推薦書（第2号様式）
- (2) 学業成績証明書
- (3) その他病院事業管理者が必要と認める書類

2 病院事業管理者は、前項の申請をしようとする者又はその連帯保証人に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。）について、同法第30条の13第2項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項第2号の規定によるその利用ができないときは、当該申請をしようとする者に対し、当該申請をしようとする者又はその連帯保証人に係る住民票の抄本を提出させることができる。

（連帯保証人）

第2条 条例第5条の規定により双葉地域における中核的病院看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者が立てなければならない連帯保証人は、2人とする。

2 連帯保証人のうち、1人は、修学資金の貸与を受けようとする者の親族とし、他の1人は、独立の生計を営む者であつて、修学資金の返還の責めを負うことができる程

度の資力を有するものでなければならない。

(選考及び決定の通知)

第3条 修学資金の貸与を受ける者の選考は、第1条の規定により提出された書類の審査により行うものとする。ただし、病院事業管理者は、必要があると認めるときは、当該書類の審査のほか、身体検査及び口頭試問等の方法を併せて行うことができるものとする。

2 病院事業管理者は、修学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与決定通知書・不承認決定通知書(第3号様式)によりその結果を申請者に通知するものとする。

(修学資金の交付)

第4条 修学資金は、条例第3条ただし書の規定による場合を除き、毎月末日に、当該月分を本人に交付する。

(借用証書)

第5条 修学資金の貸与を受けた者は、養成施設を卒業し、又は条例第6条第1項の規定に基づき契約を解除されたときは、福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金借用証書(第4号様式)を病院事業管理者に提出しなければならない。

(修学資金の返還の方法)

第6条 修学資金は、月賦又は半年賦の均等返還の方法により返還するものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(返還の債務の当然免除)

第7条 条例第7条第1号に規定するやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

(1) 中核的病院の開院前その他の自己の責めに帰することできない事由により、中核的病院において看護師業務に従事することが困難であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、病院事業管理者が認める特別の事情があること。

2 前項の規定により病院事業管理者がやむを得ない事由があると認める場合において、附属病院等における勤務期間は、二分の一に換算した上で当該業務に従事する期間に含めることとする。

(返還の債務の裁量免除)

第8条 条例第8条の規定により返還の債務の全部又は一部を免除する場合において、その免除をする額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 条例第8条第1号に掲げる場合 返還債務の額に当該業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間(当該貸与を受けた期間が2年に満たないときは、2年とする。)の2倍に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額

(2) 条例第8条第2号に掲げる場合 その事由、状況等を勘案して病院事業管理者がその都度定める額

(返還免除の申請手続)

第9条 条例第7条又は条例第8条の規定に基づき修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金返還免除申請書(第5号様式)に条例第7条各号又は条例第8条各号のいずれかに該当することを証するに足りる書類を添えて、病院事業管理者に提出しなければならない。

(返還明細書)

第10条 条例第9条各号に掲げる事由が生じたことにより修学資金を返還しなければならない者は、当該事由が生じた日(条例第8条の規定による返還の債務の免除を申請した者あっては、その申請に対する決定の通知を受けた日)から起算して20日以内に、福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金返還明細書(第6号様式)を病院事業管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定により看護師修学資金返還明細書を提出した者は、修学資金の返還の方法を変更しようとするときは、福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金返還方法変更承認申請書(第7号様式)を病院事業管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還猶予の申請手続)

第11条 条例第10条の規定に基づき修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金返還猶予申請書(第8号様式)に条例第10条に規定する猶予事項に該当することを証するに足りる書類を添えて、病院事業管理者に提出しなければならない。

(延滞利息)

第12条 条例第11条第3項の規定に基づき延滞利息の減免を受けようとする者は、福島

県双葉地域における中核的病院看護師修学資金延滞利息減免申請書（第9号様式）を病院事業管理者に提出しなければならない。

（届出）

第13条 修学資金の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、病院事業管理者に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 退学し、若しくは退所し、休学し、若しくは休所し、又は停学若しくは停所の処分を受けたとき。

(3) 復学し、又は復所したとき。

(4) 修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

(5) 連帯保証人の氏名、住所、職業若しくは勤務先に変更があったとき又は連帯保証人が死亡したとき若しくは破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 修学資金の貸与を受け終わった者は、修学資金の返還を終わり、又は修学資金を返還することを要しなくなるまでの間において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、文書で、その旨を病院事業管理者に届け出なければならない。

(1) 前項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 養成施設を卒業した後免許を取得し、看護師として就職したとき。

3 修学資金の貸与を受けている者又は修学資金の貸与を受け終わった者が連帯保証人の変更をしようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（第10号様式）を病院事業管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

4 修学資金の貸与を受けている者又は修学資金の貸与を受け終わった者が死亡したときは、その者の連帯保証人は、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、病院事業管理者に届け出なければならない。

（学業成績証明書提出）

第14条 病院事業管理者は、修学資金の貸与につき必要があると認めた場合は、修学資金の貸与を受けている者に対して、学業成績証明書の提出を求めることができる。

（現況届提出）

第15条 契約の相手方は、養成施設を卒業した日から修学資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年4月30日までに、同月1日現在の状況を別に定める様式により病院事業管理者に報告しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第1号様式(第1条関係)

区分	新規 ・ 継続
----	---------

(表)

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与申請書

			決定番号		
(ふりがな) 氏 名			住 所		
生 年 月 日			電 話 番 号 — —		
貸 与 申 請 額	月 額	円	貸与期間	年	月から 月まで
在学(所)する 養成施設の名 称及び所在地	名 称	(課程)			
	所 在 地				
申請者及び申請者の主たる生計維持者の状況					
氏 名	続柄	年齢	職業・学校	同居・別居の別	前年の所得
	本人			/	円
				同居・別居	円
				同居・別居	円
前年の所得合計					円

(裏)

同種の修学のための資金の借受又は受給の有無				有 ・ 無		
連 帯 保 証 人	氏 名		生 年 月 日	年 月 日	本人と の関係	
	住 所		勤 務 先	電話番号 — —		
	電 話 番 号	— —	年 収	税込み 千円		
	極 度 額			円		
証 人	氏 名		生 年 月 日	年 月 日	本人と の関係	
	住 所		勤 務 先	電話番号 — —		
	電 話 番 号	— —	年 収	税込み 千円		
	極 度 額			円		
振 込 口 座 番 号		銀行 支店 普通・当座 番号()				

備考 振込口座番号は、申請者本人の名義のものに限る。

上記記載事項に相違ありません。

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例の規定による看護師修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

また、貸与を受けるときは、上記指定口座へ振り込んでください。

年 月 日

福島県病院事業管理者

申請者 氏名 (署名)

(申請者が未成年の場合)

上記の申請について、同意します。

親権者又は後見人 氏名 (署名)

上記の申請により看護師修学資金の貸与を受けたときは、その返還について連帯してその責めを負います。

連帯保証人 氏名 (署名)

連帯保証人 氏名 (署名)

第 2 号様式(第 1 条関係)

推 薦 書

被推薦者		学 年	養成施設名	課程名()
学 業 評 価	1 極めて優秀	(学業評価の説明) <u>別に定める評価基準に基づき具体的に記載してください。</u>		
	2 優 秀			
	3 普 通			
	4 やや努力がいる			
	5 努力 がある			
人 物 評 価	1 極めて優秀	(人物評価の説明) <u>別に定める評価基準に基づき具体的に記載してください。</u>		
	2 優 秀			
	3 普 通			
	4 や や 劣 る			
	5 劣 る			
健康状態				
参考事項				

上記の者は、福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例第 2 条に規定する要件を具備した者として適当であると認められますので、推薦します。

年 月 日

福島県病院事業管理者

推薦者 養成施設の所在地

養成施設名

養成施設長名

第3号様式（第3条関係）

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金
貸与決定通知書・不承認決定通知書

年 月 日

様

福島県病院事業管理者



あなたから申請のあった看護師修学資金の貸与については、下記のとおり決定
承認しないことと
しましたので、通知します。

記

貸与決定番号	第	号
貸与金額	月額	円
貸与期間	年 月から	年 月まで

第4号様式（第5条関係）

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金借用証書

年 月 日

福島県病院事業管理者

借受人 住所

氏名（署名）

連帯保証人 住所

氏名（署名）

連帯保証人 住所

氏名（署名）

金 円

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例に基づき、上記の金額を借り受けました。ついては、同条例に定めるところに従い、滞りなく返済することを誓約いたします。

第5号様式（第9条関係）

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

福島県病院事業管理者

申請者 住所
氏名
電話番号

— —

下記のとおり福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

貸付決定の年月日及び番号	年 月 日 (第 号)
貸与を受けた期間	
貸与を受けた金額	円
返還免除を希望する金額	円
養成施設名	(年 月 日卒業 課程名())
免許取得年月日	年 月 日 取得 免許種別()
在職した職場の名称及びその在職期間	名称 年 月 日から 年 月 日まで
免除申請の理由	<p>1 養成施設を卒業した後2年以内に看護師免許（以下「免許」という。）を取得し、かつ、免許取得後直ちに中核的病院において看護師業務に従事し、その後引き続き中核的病院において貸与相当期間の2倍の期間当該業務に従事したため（条例第7条第1号該当）</p> <p>2 養成施設を卒業した後2年以内に免許を取得し、かつ、免許取得後直ちに中核的病院又は附属病院等において看護師業務に従事し、その後引き続き中核的病院又は附属病院等において当該業務に従事中、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったため（条例第7条第2号該当）</p> <p>3 養成施設を卒業した後2年以内に免許を取得し、その後、中核的病院又は附属病院等において相当期間看護師業務に従事したため（条例第8条第1号該当）</p> <p>4 災害、疾病、死亡その他やむを得ない理由により、1の要件を満たすことができないため（条例第8条第2号該当）</p> <p>2から4までの具体的理由 []</p>

備考 免除申請の理由欄は、該当する項目の数字を○で囲み、必要に応じてその具体的理由を記入すること

第6号様式（第10条関係）

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金返還明細書

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例第9条による返還の事由に該当するため、同条例施行規程第10条に基づき、下記明細のとおり修学資金を返還いたします。

年 月 日

借受人氏名 (署名)		生 年 日 月 日		年 月 日	
住 所		電 話 番 号		— —	
返還金額		円	支払い方法	円 □月賦 □半年払 □一括払	
貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで	返 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
在学（在所） した（中の） 養成施設の名称及び所在地					
連 帯 保 証 人	氏 名 (署名)	本人と の関係	生 年 日 月 日	年 月 日	
	住 所	勤務先		電話 — —	
	電 話 番 号	— —		年 収	千円
連 帯 保 証 人	氏 名 (署名)	本人と の関係	生 年 日 月 日	年 月 日	
	住 所	勤務先		電話 — —	
	電 話 番 号	— —		年 収	千円

第7号様式（第10条関係）

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金
返還方法変更承認申請書

年 月 日

福島県病院事業管理者

申 請 者 氏名

連帯保証人 氏名

連帯保証人 氏名

下記のとおり看護師修学資金の返還の方法を変更したいので、承認いただきたく、申請いたします。

- 1 返還金額 円
- 2 返還未済額 円
- 3 変更前の返還方法 月賦 半年払 一括払
- 4 変更後の返還方法 月賦 半年払 一括払
- 5 変更しようとする理由

第8号様式 (第11条関係)

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金返還猶予申請書

年 月 日

福島県病院事業管理者

申請者住所

氏名

電話番号 — —

連帯保証人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

下記のとおり看護師修学資金の返還の期限の猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

貸与決定の年月日及び番号	年 月 日 (第 号)
返還猶予を希望する金額	円
養成施設名	(年 月 日 卒業 課程名 ())
免許取得年月日	年 月 日 取得 免許種別 ()
返還猶予を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで
猶予申請の理由	1 養成施設を卒業した後2年以内に免許を取得し、かつ、免許取得後直ちに中核的病院又は附属病院等において看護師業務に従事し、その後引き続き中核的病院又は附属病院等において当該業務に従事しているため(条例第10条第1号該当) 2 養成施設を卒業した後2年以内に免許を取得し、かつ、養成施設を卒業した後引き続き他の養成施設に入学し、又は入所しているため(条例第10条第2号該当) 3 養成施設を卒業した後2年以内に免許を取得したが、災害、疾病、その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であるため(条例第10条第3号該当) 4 修学資金を貸与する旨の契約が解除された後、引き続き当該養成施設に在学し、又は在所しているため(条例第10条第4号該当) 3の具体的理由 []

備考 猶予申請の理由欄は、該当する項目の数字を○で囲み、必要に応じてその具体的理由を記入すること

第9号様式（第12条関係）

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金延滞利息減免申請書

年 月 日

福島県病院事業管理者

申 請 者 住 所

氏 名

電話番号

— —

下記のとおり延滞利息の減免を受けたいので申請します。

記

貸与決定の 年月日及び番号	年 月 日 (第 号)
延滞利息の減免を 希望する金額	円
返 還 期 日	年 月 日
減免申請の理由	

第10号様式（第13条関係）

連 帯 保 証 人 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

福島県病院事業管理者

養成施設名
貸与決定番号 第 号
申請者 住所

氏名（署名）

下記により連帯保証人を変更したいので、申請します。

記

連 帯 保 証 人	氏 名				生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号				
	本人との 関 係		勤務先	電話	— —	年 収 (税込み)
旧連帯保証人氏名						
変更の理由						

保 証 書

年 月 日

福島県病院事業管理者

新連帯保証人 住所

氏名（署名）

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金の貸与金については、
借受人 と連帯してその返還について責めを負います。

(病 院 経 営 課)